

利用者負担額（3歳未満児）

(1) 一般世帯（ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等を除く世帯）

（単位：円）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額／人）	
階層区分	定義	保育必要量の認定区分	
		保育標準時間（上段）	
		保育短時間（下段）	
		0歳児	1・2歳児
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯（生活保護世帯等）	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあっては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあっては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	16,700 16,000
第4階層		市町村民税所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満	10,700 10,000
第5階層		市町村民税所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	25,800 24,000
第6階層		市町村民税所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	19,800 18,000
第7階層		市町村民税所得割課税額 301,000円以上	35,300 32,700
		市町村民税所得割課税額 301,000円以上	29,300 26,700
		市町村民税所得割課税額 301,000円以上	46,000 42,600
	市町村民税所得割課税額 301,000円以上	40,000 36,600	
	市町村民税所得割課税額 301,000円以上	56,400 52,000	
	市町村民税所得割課税額 301,000円以上	50,400 46,000	

備考

- ① 市町村民税額の計算には、住宅借入金等特別控除等の税額控除は適用されません。
- ② 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯で、子ども等が2人以上いる場合
第2子：0円　第3子以降：0円
- ③ 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯で、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合
第2子：利用者負担額×0.5　第3子以降：0円
- ④ 市町村民税所得割課税額が57,700円以上かつ301,000円未満の世帯のうち、18歳に達する年度内の子どもが2人以上いる世帯で、第2子以降の子どもが保育園に就園している場合、以下の額を利用者負担額（月額／人）とします。
 - ・第4階層：0円
 - ・第5階層及び第6階層：利用者負担額×0.4
- ⑤ 市町村民税所得割課税額が301,000円以上の世帯のうち、18歳に達する年度内の子どもが3人以上いる世帯で、第3子以降の子どもが保育園に就園している場合、以下の額を利用者負担額（月額／人）とします。
 - ・第7階層：利用者負担額×0.8
- ⑥ 備考3、備考4及び備考5の規定は、順に適用されます。

(2) ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等

(単位：円)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額／人）	
階層区分	定義	保育必要量の認定区分	
		保育標準時間（上段）	
		保育短時間（下段）	
		0歳児	1・2歳児
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯（生活保護世帯等）	0	0
		0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層		0	0
		0	0
第4階層		0	0
		0	0
第5階層		22,800	21,000
		19,800	18,000
第6階層	32,300	29,700	
	29,300	26,700	
第7階層	43,000	39,600	
	40,000	36,600	
第7階層	53,400	49,000	
	50,400	46,000	

備考

- ① 市町村民税額の計算には、住宅借入金等特別控除等の税額控除は適用されません。
- ② 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯で、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合
 第2子：利用者負担額×0.5 第3子以降：0円
- ③ 市町村民税所得割課税額が77,101円以上かつ301,000円未満の世帯で、18歳に達する年度内の子どもが2人以上いる世帯で、第2子以降の子どもが保育園に就園している場合、以下の額を利用者負担額（月額／人）とします。
 ・第4階層：0円 ・第5階層及び第6階層：利用者負担額×0.4
- ④ 市町村民税所得割課税額が301,000円以上の世帯で、18歳に達する年度内の子どもが3人以上いる世帯で、第3子以降の子どもが保育園に就園している場合、以下の額を利用者負担額（月額／人）とします。
 ・第7階層：利用者負担額×0.8
- ⑤ 備考2、備考3及び備考4の規定は、順に適用されます。

※家庭の状況変化により、減免を受けられることがあります。月途中の入退園は利用者負担額が日割徴収になる場合があります。詳しくはこども課までお問い合わせください。